

重 要 事 項 説 明 書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

事 業 者 名 称	社会福祉法人 大和学園福祉会
主たる事務所の所在地	東京都北区赤羽北 2-1 4-1 3
法 人 種 別	社会福祉法人
代 表 者 氏 名	理事長 佐藤 正
電 話 番 号	0 3 - 5 9 4 8 - 8 8 5 6

第 2 ご利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	おおたかの森せせらぎ保育園
施 設 の 所 在 地	千葉県流山市おおたかの森南三丁目 1 2 番の 9
管 理 者 氏 名	理事長 佐藤 正
連 絡 先	電 話 0 4 - 7 1 9 3 - 8 1 0 6 F A X 0 4 - 7 1 9 3 - 8 1 0 7

第 3 施設の目的・運営方針

おおたかの森せせらぎ保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（平成 22 年法律第 164 号）及び流山市子ども・子育て支援総合計画（平成 27 年 4 月 1 日流山市策定）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

社会福祉法人 大和学園福祉会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実に効果的、かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上、並びに事業経営の透明性、情報公開を積極的に図り、地域福祉の推進に努めるものとします。

第4 施設・設備等の概要

（1）施設

敷 地	敷 地 全 体	8 5 5 . 0 0 m ²
	園 庭	2 6 8 . 0 0 m ²
園 舎	構 造	木造2階建
	延 べ 面 積	4 9 7 . 8 0 m ²

（2）主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳 児 室 ほ ふ く 室	2 室	1 階 めばえ組（0 歳児）、わかば組（1 歳児）
保 育 室	4 室	2 階 あおば組（2 歳児）、ひかり組（3 歳児） あすか組（4 歳児）、やまと組（5 歳児）
遊 戯 室	—	—
調 理 室	1 室	1 階
事 務 室	1 室	1 階

第5 認可定員

認 定 区 分		認 可 定 員
2 号 認 定 子 ど も		5 0 人
3 号 認 定 子 ど も	満 1 歳以上	2 7 人
	満 1 歳未満	3 人

第 6 職員の配置状況

当園では、「千葉県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 21 日千葉県条例第 85 号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
主任保育士	1	1	—	
保育士	1 6	1 5	1	
医師（嘱託医）	2	0	2	
看護師・保健師	0	0	0	
その他職員	1	1	0	
事務職員	0	0	0	
調理員	3	3	0	

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長	09:00 ～ 18:00	
保育士	早番 06:45 ～ 15:45 日勤 08:30 ～ 17:30 日勤 09:00 ～ 18:00 遅番 11:15 ～ 20:15 ＊ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
調理員	08:00 ～ 17:00	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	2・3号	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土	
開 所 時 間 (延長保育)	2・3号	平日	7:00 ～ 20:00 (～20:00)
		土曜日	7:00 ～ 20:00 (～20:00)
		日曜日・祝日	休園日
		コア時間	08:00 ～ 16:00

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

（1） 当園の保育理念

日本の歴史文化に誇りを持ち、祖国を愛し
日本社会、人類世界に貢献する立派な人間を育成します。

（2） 当園の保育の目標

- 1) 子どもの可能性を引き出し伸ばし育てる
- 2) 人間としての基本を身につける
- 3) 転んだら自分の力で起き上がる

（3） デイリープログラム（一日の流れ）

乳児		幼児
時間	活 動	
07：00	順次登園	順次登園
09：00		かけっこ(走り)・朝の会
10：00	朝の会・設定保育	設定保育(読み・書き・数字・体育・
11：30	給食	鍵盤・唄)
12：00	お昼寝	
13：00		給食
15：00	おやつ・帰りの会	自由・設定保育
16：00	自由保育・順次降園	おやつ
18：00	延長保育	帰りの会・自由保育・順次降園
20：00	保育終了	延長保育
		保育終了

- ※ 給食は離乳食、幼児食、食物アレルギー対応食を提供します。
- ※ 3歳児から原則としてお昼寝はしません。
- ※ 土曜日保育も平日と同様の流れですが、クラスの人数に応じて異年齢保育を実施します。
(希望申し込みについては1週間前以上なら変更可能です。)
- ※ 慣らし保育は園から依頼することはありません。
- ※ 0.1.2歳児はオムツのサブスクを導入しております。(希望制)
- ※ 37.5度以上の発熱の場合はご連絡いたします。(嘔吐・下痢・発疹等の場合も同様です。)
- ※ 0歳児から2歳児は連絡帳があります。(3歳児以上は「おたよりケース」にて)
- ※ 保護者会(PTA)はございません。

（6） 年間行事計画

月	行 事
4 月	・入園式
5 月	・個人面談 ・内科検診
6 月	・保育参観 ・歯科検診
7 月	・プール開き
8 月	
9 月	
10 月	・運動発表会
11 月	・保育参観 ・内科検診
12 月	・個人面談 ・歯科検診
1 月	
2 月	・乳児発表会 ・学習発表会
3 月	・卒園式

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します

（7） 給食の提供

給食は自園で調理し、離乳食、幼児食、アレルギー除去食を提供します。

（8） その他の事業の実施状況

・産休あけ保育

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ（生後 57 日目）からの保育を実施します。

第 10 利用料金

（1）保育にかかる利用者負担額（利用料）

流山市が定める利用料を市にお支払いいただきます。

（2）延長保育にかかる費用

延長料金	保育標準時間	18:01～20:00
		1時間 100円 補食代※ 50円 ※延長保育利用1日につき
	保育短時間	7:00～8:00 16:00～20:00
		1時間 100円 ※18:01以降の延長保育利用の場合、別途補食代50円

（3）保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

- ・便宜に要する費用・・・当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する費用	給食費	7,500円（月額）
	教材費（3歳児以上）	1,000円（月額）
	おたよりケース	270円
	カラー帽子	1,200円
	体操服上下（保護者注文）	4,700円程度

※ その他、必要に応じて費用が発生することがあります。

第 11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- （1）標準型⇒園児が小学校へ就学したとき
- （2）園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- （3）その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 12 緊急時等の対応方法

（1）医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

医療機関の名称	かよ小児科アレルギークリニック流山
医師名	鈴木 嘉代
所在地	流山市おおたかの森南3丁目8番地 LEVEN おおたかの森 2階
電話番号	04-7157-2860

医療機関の名称	おおたかの森レブン歯科
医師名	松本 充正
所在地	流山市おおたかの森南3丁目8番地 LEVEN おおたかの森 2階
電話番号	04-7157-1348

第13 非常災害対策

暴風警報発令時	行政からの指示と状況に応じて、避難等の対応をとります。休日や夜間の発令の場合は、行政の指示により休園等の措置をとる場合もあります。
避難勧告・避難指示 特別警報発令時	
避難訓練	・月に1回実施
非常災害用備蓄	・水・非常食（ご飯、パン、ビスケット）・トイレ・紙皿・コップ・スプーン・ 割り箸・ラップ・ライト・ブランケット・カイロ・軍手・オムツ・粉ミルク

第14 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、以下を実施しています。

- ・お昼寝時のSIDS（乳幼児突然死症候群）を防止するために、呼吸確認をしています。
（0・1歳時は5分に1回、2歳児は15分に1回、呼吸確認をして記録をしています。）
- ・毎日の職員昼礼時に、ヒヤリハットの報告・確認をし、情報共有をして事故防止に繋がります。
- ・事故発生時に事故再発防止会議の実施をし、再発防止に繋がります。
- ・年に1回、救命救急講習を全職員が受講します。

第15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

虐待防止責任者：園長

第16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長 苦情受付担当者 主任
第三者委員	西初石中学校校区地区会長 酒井 市子 連絡先：090-5791-0131 南部中学校校区地区会長 長谷部 年春 連絡先：090-4379-8618

おおたかの森せせらぎ保育園における重要事項に関する同意書兼契約届

当園における保育の提供を開始するにあたり『おおたかの森せせらぎ保育園重要事項説明書』に基づき重要事項の説明を行いました。

おおたかの森せせらぎ保育園 園 長 椎 名 寿

私は、「おおたかの森せせらぎ保育園 重要事項説明書」に基づいて、おおたかの森せせらぎ保育園から重要事項の説明を受け、同意しました。

また、流山市からの「保育利用決定通知書」に基づき、おおたかの森せせらぎ保育園の入所を確認したことを届け出します。

年 月 日

児 童 氏 名 :

保 護 者 氏 名 :

児童から見た続柄 :

保 育 園 処 理 欄	
----------------	--